(別紙1)	別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務					
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報		
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により 厚生労働大臣が行うこととされた健康 保険に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの		
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	健第又は 保工は 保工 は八子するに 支令の で 支 と る に を る に を る に を る に る に る に る に る に る	健康保険法第五十五条又は第百二十 八条に規定する他の法令による給付の 支給に関する情報であって主務省令で 定めるもの		
2	全国健康保険 協会	健康保険法による保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの		
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの		
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	健第五年 保田では は は は は は る は る に る と さ と さ さ と さ と さ れ た さ た う た う た う た う た う た う た う た う た う	健康保険法第五十五条に規定する他の 法令による給付の支給に関する情報で あって主務省令で定めるもの		
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により 厚生労働大臣が行うこととされた船員 保険に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの		
5	全国健康保険 協会	船員保険法による保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	船 第三規 保 三規 一 は の 給 を 名 に る 給 を れ て う に て う に の る れ う た て う た う た う た う た う た う た う た う た う	船員保険法第三十三条に規定する他の 法令による給付の支給に関する情報で あって主務省令で定めるもの		
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成 十九年法律第三十号附則第三十九条 の規定によりなお従前の例によるもの とされた平成十九年法律第三十号第四 条の規定による改正前の船員保険法 による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの		

(別紙1)	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務					
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報		
8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの		
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、 特例障害児通所給付費、高額障害児 通所給付費、障害児相談支援給付費 若しくは特例障害児相談支援給付費の 支給又は障害福祉サービスの提供に 関する事務であって主務省令で定める もの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
17	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条 第一項の疾病に係るものに限る。)の支 給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	医療保のとるに関するとと者に関するとと者による。	医療保険各法その他の法令による医療 に関する給付の支給に関する情報で あって主務省令で定めるもの		
22	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律による入院措置に関する事務で あって主務省令で定めるもの	精が者す三に他よす支とる神精福る十規の医給をれた場の医給をれるる給されるのはないとす。	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第三十条の二に規定する他の法律 による医療に関する給付の支給に関す る情報であって主務省令で定めるもの		
26	都道府県知事 等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して 無利子又は低利で資金を融通する事 業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報、児 童手当関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるも の		

(別紙1)	別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	
33	日本私立学校 振興・共済事業 団	私立学校教職員共済法による短期給 付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの	
33	日本私立学校 振興·共済事業 団	私立学校教職員共済法による短期給 付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	私職第に用公組十に他よ支とる立員二おす務合条規のる給さ者学共十いる員法第定法給をれ校済五て国共第一す令付行て教法条準家済六項るにのうい	私立学校教職員共済法第二十五条に おいて準用する国家公務員共済組合法 第六十条第一項に規定する他の法令に よる給付の支給に関する情報であって 主務省令で定めるもの	
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給 付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの	
39	国家公務員共 済組合	国家公務員共済組合法による短期給 付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	国家公 第八十二年 第八十二年 第八十二年 第八十二年 第八十二年 第八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
42	市町村長又は 国民健康保険 組合	国民健康保険法による保険給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの	
43	市町村長又は 国民健康保険 組合	国民健康保険法による保険給付の支 給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	国民は第二十二年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年	国民健康保険法第五十六条第一項に 規定する他の法令による給付の支給に 関する情報であって主務省令で定める もの	
46	厚生労働大臣 又は共済組合 等	国民健康保険法による特別徴収の方 法による保険料の徴収又は納入に関 する事務であって主務省令で定めるも の	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	

(別紙1)	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務					
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報		
56 <i>0</i> 02	市町村長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者 台帳の作成に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若し くは母子保健法による妊娠の届出に関 する情報又は介護保険給付等関係情 報であって主務省令で定めるもの		
58	地方公務員共 済組合	地方公務員等共済組合法による短期 給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの		
58	地方公務員共 済組合	地方公務員等共済組合法による短期 給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	地方法第一年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	地方公務員等共済組合法第六十二条 第一項に規定する他の法令による給付 の支給に関する情報であって主務省令 で定めるもの		
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの		
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの		
80	後期高齢者医 療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律に よる後期高齢者医療給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの		
81	後期高齢者医 療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律に よる後期高齢者医療給付の支給に関 する事務であって主務省令で定めるも の	高療関第第定法付行れの保法十に他と給とるの保護を表現のるをされているととるのには、とるのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	高齢者の医療の確保に関する法律第五 十七条第一項に規定する他の法令によ る給付の支給に関する情報であって主 務省令で定めるもの		
83	厚生労働大臣 又は共済組合 等	高齢者の医療の確保に関する法律に よる特別徴収の方法による保険料の徴 収又は納入に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの		

(別紙1)	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	
87	都道府県知事 等	中国残留邦人等支援給付等の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
88	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する 法律による一般疾病医療費の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	原爆るす十項規の医る給と者と者に護法条だす令に付行では強いにはのいたでは、原格をされては、というにはは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	原子爆弾被爆者に対する援護に関する 法律第十八条第一項ただし書に規定す る他の法令による医療に関する給付の 支給に関する情報であって主務省令で 定めるもの	
90	都道府県知事 又は広島市長 若しくは長崎市 長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する 法律による介護手当の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの	
93	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又 は地域支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの	介護保条に 第二十る他 規定するによる を行うことと れている者	介護保険法第二十条に規定する他の法 令による給付の支給に関する情報で あって主務省令で定めるもの	
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの	
95	厚生労働大臣 又は共済組合 等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険法第百三十六条第一項(同法 第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は 第百四十一条第一項の規定により通知 することとされている事項に関する情報 であって主務省令で定めるもの	

(別紙1)	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務					
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報		
97	都道府県知事 又は保健所を設 置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感防症対に律条規の医る給と者染及のす関第第定法療給をれの感者医る十項るに関のういの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの		
108	都道府県知事 又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事 業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
109	都道府県知事 又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	障常社総援の条るにる給と者者活生的を建規ののり付行ない。 の及活にた第定法の行のうにののびを支めてする。 は、おいてののでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの		
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関す る法律による年金生活者支援給付金の 支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であって主務 省令で定めるもの		
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法 律による特定医療費の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	難に療るにするに支とるのことるとるというなど者をはいるをれているとと者をはいるをれているとと者のといるをれているとのでは、	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による 給付の支給に関する情報であって主務 省令で定めるもの		